

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

「新宣言(草案)」を許すな	2
日本社会党の再生を望む	5
千葉県における首長選挙と労組幹部	6
資料 「国家機密法」(全文)	9
統一闘争について	11
— 国労第四七回臨時大会の総括四 —	
せまる国鉄答申をさぐる	15
連載 「資本論」第一巻を読む(7)	
労働の二面的性質(三)	17
読者からのおたより	5

刊 旬 社 会 通 信

NO.272

一九八五年八月一日

一九八五年八月一日
(毎月一日・二日・三日三回発行)

「新宣言（草案）」を許すな

はじめに

「新宣言（草案）」を読んだ全国の同志は、驚き、呆れ、そして党中央の一部はここまできたか、という思いで慄然としたであろう。私もその一人である。そこには党の四〇年のたたかいの総括もなければ、教訓もない。社会主義者としての一片の良心もない。そして、労働者が現実には「行革」攻撃にたいして必死になってたかっていることを忘れ、軍拡と反動の道、とくに戦前回帰の「国家機密保護法」（スパイ防止法・資料参照）を国会に上程させた中曽根自民党内閣にたいする怒りは毛の穴ほども感じない。

まさに本誌が指摘したように「第二自民党宣言」である。民社党の綱領をはるかに超えている。（近頃の民社党は、綱領から遠く離れて自民党との連合をめざしているが）われわれは腰をすえて、「新宣言」を成立させないたたかいをいっそう強化しなければならぬ。

報告されない全国書記長会議

「新宣言（草案）」が最初に公式に提案されたのは全国書記長会議である。しかし、不思議なことには、この書記長会議の内容がマスコミでは強い反対があったと報道されたが、党機関紙「社会新報」では一行の報告もない。これから党内討論をおおいに活発にやろうという矢先であり、当然のこととして、書記長会議の内容を報告すべきである。報告しないのはきわめて意図的であり、理不尽である。

書記長会議では、発言者の大部分は反対であった。（三名ほどはおおすじ賛成であったが、国民党という性格規定、社会主義国を共産主義と現定して批判する方針には異論を唱えていた）

同会議で出た意見を項目的に述べると（以下「新宣言」にたいして）、「共同戦線党の否定ではないか」「現在の資本主義社会の階級対立を否定するものではないか」「過程が社会主義と何か」「生産手段の社会的所有を指さない社会主義があるのか」「共産主義社会は現実にはまだ存在していないのではないか」「資本主義、社会主義そして共産主義の違いをどうみるのか」「国民党とは国家の階級性を否定し、労働者・勤労大衆の党を否定するものである」「自民党と連合する方針をもつのか」等々、きわめて鋭い、そして本質を衡いた質疑がなされたが、答弁に立った曾我副書記長は、「あなた方の意見は、日本のなかにあるマルクス主義の三潮流の一つである。私もかつてそれに近かった。しかし、新宣言はその路線をとらない。またマルクス主義は、社会主義の四つの流れの一つである」と聞き直っていた。

何をいうのかといたい。この「新宣言（草案）」こそが、右翼社民のもっとも反動的な今日版であり、独占資本と自民党の擁護者になる道である。

さらに共通して出された意見は「徹底的な下部討論を実施しろ」という要求と強い本部

不信であった。いままで「八〇年代路線」や「構想」の討論を通じて出された意見は、すべて無視されて、一言半句の修正もなしに大会に提案される。だから「今度は本当に意見を聞くのか」というのはげしい意見と要望が出された。

田辺書記長はこの強い指摘にたいして、「新宣言は、行動綱領でなく、基本綱領としたい」とした上で「党内の意見を十分反映させ、満場一致できめたい。さらに国民の合意も得たい」と発言した。ぜひ党内一致をはかってもらいたい。一致できなければ急ぐことはない。タナ上げして継続討論すれば良いのだ。

奇妙な提案と取り扱い

「新宣言」の提案の仕方が正式な党内民主主義の手続きを踏んでいない。起草小委員会が起草して、最初に全国書記長会議に提案して、その後各ブロック会議で説明し、討論会をおこない、一方で国民各層の意見も徴して、九月の中央委員会には中執原案を提案すると、こうなっている。起草小委員会は中央執行委員会内の機関にすぎない。その起草小委が、全党（各ブロックとはいえ）の討論集会の責任をもつのである。中執は責任がないし、起草小委員といえども、草案とは別の意見を発表しても良いということになっているのだ。だから、各県本部から討論集会の要望があっても、とてもそれは応えきれないの話である。（いくつかの府県本部は実施する）

そして九月中央委員会提案後、中執の責任で各都道府県本部ごとに、討論集会を開催することになっている。

これでは各ブロック会議で出た意見は、起草小委員しか知らないことになる。それで中執が原案をつくるというのも奇妙である。この党内の常識的民主主義すら守らないで作成される「新宣言」は、ある意図を含んでいると感ずるのは、私一人ではあるまい。それは党内のアリバイづくり以外の何ものでもないからである。

しかも「社会新報」にのった「新宣言（草案）」の取り扱いも、「党内各級機関、国民諸階層のなかで討論する。読者もご意見をお寄せ下さい」とある。新報にも、中央本部正式通達にも、「新宣言（草案）」についての各級機関の討論要請と意見書提出の要請はない。機関上の取り扱いは無可不思議なものとなっている。

そうはいっても提案されたのは事実である。われわれはまず中執原案作成の前におおいに意見を上げなければならない。

右翼化を許さない全体的たたかいを

「新宣言（草案）」の内容が反共（反協会も含まれる）、資本主義擁護の立場で書かれているからといって、驚き、あわててはいけない。反共のためなら、独占資本とたたかわず、自民党と連合する路線は、日常のわれわれのたたかいのなかで深く進行している。

原子力発電反対にたいして、これを容認しろと迫る右翼的労組幹部や党内の右派幹部、労働運動の体制化を狙う全労協の動きなどはその顕著な例である。

社会党内にあっても近頃たいへん気になることが三つある。その一つは、首長選挙である。

全野党共闘をめざした野党共闘による候補擁立が、革新首長が誕生する流れをつくった。こうした候補擁立は、近頃ではほとんど皆無となっている。また社共共闘も知事選挙における福岡、千葉と少ないし、市長選挙でも多摩では多く見られるが、他地区ではきわめて少なくなり、後退している。その上、独自候補の擁立もまた少ない。

変わって大きな流れとなっているのが、自・社・公・民共同推選で、対立候補が共産党または同党系候補となるパターンである。とくに関西・東海ではほとんどがこの四者共闘である。民社・公明は首長選挙で、いまは例外なしに自民党と連合する。かつては革新市長が現職の場合は、現職を推せんした。それが現在では自民党と組む。民社・公明の当然の帰結でもあろう。しかし問題は、社会党である。たしかに独自候補を出せない党の主体的力量の弱さもあるし、社・共共闘では労組推選の取りつけが困難であったり、党内意見が一致しなかったりすることが多いことはわかる。しかし、これに痛痒を感じないで「普通のこと」と考えるようになっていたらたいへんなことである。やがてつくられる連合政府も「自、社、公、民」政府となる。

第二は、国会闘争である。すべての国会内の共闘の対象から共産党を除外して、公・民と共闘し、自民党と折衝に当る。ここでも党は公明、つづいて民社、そのあと自民党となる。しかし「男女雇用均等法」や重要法案に最後まで反対するのは社会党と共産党である。自民党べったりの民社党、自民党に半歩足をつこんだ公明党との共闘だけで国会を終わらせてはならない。重要法案では共産党も入れてたたかうべきである。

第三は、百万党建設にむけた党組織の大衆化、すなわち広域総支部（支部）の建設、議員支部の建設を容認する方針である。最終的にはどちらも都道府県本部で決定できる内容であるが、このような組織建設方針は、社会主義政党政を死滅させる方針である。改めて強調するまでもないが、行動しなくとも良い党、党費はなるべく安い党、規律はないし、束縛されない党、こんな社会党になったら終わりである。平和革命といえども革命である。その革命を担うことはできなくなる。

たたかいはこれから

以上簡単に述べてきたように、反共、資本主義体制維持の流れは、総評・社会党まで巻きこんだ大きな流れとなっている。これは国内だけでなく、国際的にも反ソ・反共となつて広がっている。また、歴史上もかつてのドイツを先頭に経験していることである。

しかしその反面、このような情勢であればあるほど労働者と社会主義政党政にたたかう課題を提供してくれる。それは必然的な法則でもある。なぜなら労働者の搾取を強め、社会主義政党政を骨抜きにしなければ彼らが生きられないからである。

具体的課題として、「反行革」のたたかいを国労を中心にして、職場、地域から共闘と交流を作りあげ、分割・民営化・首切りを許さないたたかいはこれからが正念場であり、継続審議となっている「国家機密法」粉砕のたたかいもこれからである。

われわれは落胆することも、ヒステリックになることもない。日常的に大衆闘争を広げ、そのたたかいと結合して「新宣言（草案）」に盛り込まれた右翼社民、資本主義補完物に社会党を仕立てようという狙いを阻止しなければならぬし、それはできる。すでに島田琢郎氏案を先頭に党内では反対の声が大きくなっている。

◆投稿◆

日本社会党の再生を望む

七月七日の都議選で社会党は四議席を失い残念ながら敗北を喫した。社会党の後退は労働運動の弱体化をも意味している。行革「合理化」攻撃の全面的な展開のなかで多くの労働者、勤労国民大衆がたいへんな犠牲を強いられ、その一方で大企業は着実に肥り、ますます貧富の差は拡大している。さらに、軍事費の突出は新たな戦前の様相をも呈してきた。今年の三月、神奈川で開催された全国青年団結集会にはⅠ部三〇〇〇人、Ⅱ部一万二〇〇〇人の官八公労・民間・民間未組織の青年婦人労働者が結集した。Ⅰ部の分散会討論で出された青年労働者の生活実態・労働実態はすさまじいものがあった。「一日二食、昼はカップラーメン」「合理化で職場を奪われた。研修という名のもとに、狭い部屋にとじこめられ、トイレに行く時間すら充分に与えられていない」「年休すら取れない忙しさ」……

…一見華やかな現代青年労働者の現実はまだにこのようなものである。
日本社会党からマルクス・レーニン主義を抜き取り、「現実的になれ」とする攻撃があらゆる方向からかかっている。マルクス・レーニン主義のなくなったNEW社会党などは民社党と同じである。NEW社会党もいずれ、民社党と同じく後退を重ねて行くだろう。

さきの都議選はその象徴である。「愛と知と力のパフォーマンス」では日本社会党は強化できない。強化できうる唯一の方法は、現場労働者や農民、青年婦人などの社会で差別され、低賃金であるがゆえに苦しい生活や厳しい労働を強いられている人々の実態に依拠することである。低賃金に怒りをもち、職場での抑圧に抗しながら、日本社会党とともに「反独占・反自民」を胸にたたかいに立ち上ろうとしている多くの青年婦人の「現実」に依拠することが、真の「国民政党」への脱皮であり「現実」化路線である。社会党執行部はもっともつと下部大衆に目を向けなければならない。

二月の大分市議選では一四人が全員当選し、自民党は現職二名を落した。議員数・投票率ともに社会党は自民党と並んだ。組織された労働者の力と良識ある市民の判断の結果であらう。

党執行部は、都議選の惨敗を厳しく総括するところから党再生の方針を立てねばならない。歴史の歯車は着実に私たちに有利に回転しようとしているのだから……。

(大分・K)

◆読者からのおたより◆

「新宣言(パフォーマンス)」、国鉄闘争、そして『資本論』。貴誌が到着するやむさばり読んでいます。転居し、到着が遅れ(転送)るので、いささか欲求不満です。先日も大阪で国労甲府支部の仲間を招きました。私たちにも勇気がわいてきました。全国の闘いを結ぶ貴誌の発展を祈ります。

(大阪・M)

第二六九号「新宣言…」を読んでたいへん元気ができました。歴史を歪曲し、労働者階級を裏切る「新宣言」をだんご許さず闘いぬこう!

(北海道・M)

いつも明快な情報を楽ししく読ませてもらっています。今後ともご健闘ください。私たちもとすれば元気をなくしそうですが、くじけず努力したいと思います。(鹿児島・Y)

視点がくもりがちな昨今、貴誌の重要性はますますハッキリしてきました。これからも良く続くことを希望します。

(茨城・M)

◆投稿◆

千葉県内における首長選挙と労組幹部

総評幹部までまき込んだ労働運動の右傾化は急速な急いで進んでいる。全民労協の流れが、労働運動全体の流れになっていくような情勢になっている。この労働運動右傾化を土台にして、社会党中央も右傾化の速度を早めている。「新宣言」は、まさにその最後の仕上げとなっている。しかし、われわれはその動きに失望することはない。作用があれば必ず反作用がある。この弁証法は不滅の法則として生きている。このことに自信をもてるかどうかである。

党の右傾化攻撃は千葉から

今日の労働運動の右傾化、社会党から社会主義思想を抜く攻撃は、現象的には千葉県に最初にあらわれた。十一年前の一九七四年の夏、反合理化闘争路線を基軸にすえた路線をもつ全電通千葉支部、大木・市原執行部は、公社側の後押しによる右派執行部に敗れた。労働運動から階級性を抜き、体制内化する攻撃であり、その後十年間、執拗に労働運動にかけられている攻撃である。

そして次の年、七五年八月には社会党千葉県本部が分裂させられた。そして、福島、東京に連動し、中央における協会規制となってあらわれた。労働組合と社会党は車の両輪であり、階級闘争の中軸である。このことを独占資本と支配者はよく知っている。だからこのような攻撃をかけているのだ。そしてこの攻撃が現段階で成功していることは事実である。

県労連と三大首長選

このほど千葉県で知事選挙（三月）、千葉市長選挙（六月）、船橋市長選挙（七月）（いずれも投票日）と三大首長選挙が実施された。この三大首長選挙でとった千葉県労働組合連合協議会（井原完輔議長、略称県労連）幹部のとった態度は常識的にみれば不可解、右翼的労組幹部の果たす役割りとすれば当然の帰結ともいえる、以下その内容を報告する。

1 千葉県知事選挙

知事の改選期を迎え、日本社会党千葉県本部は「反軍拡、反行革」を基本にすえて、「反自民、反沼田（現職の保守系知事）」の方針で、独自候補もしくは党が中心となった統一候補の擁立を確認していた。しかし、この方針は、県本部内の右の派閥（社政研）の内紛によって、機関討論の俎上に上ることなく消えてしまった。（このことについては県本部機関での総括もあるが、ここでは省略）

ギリギリの段階になって、党県本部は決断を迫られた。「候補擁立断念か」「革新市民団体の推す君島孟雄氏推薦か」という判断であった。県本部三役は、「反軍拡、反行革、反自民、反沼田」の立場を堅持するため、「君島孟雄氏の推薦」を決定した。党内右派の反発も強かったけれども、機関上では満場一致であった。知事選挙における社共共闘の成

立として注目を集めた。結果は敗北であったけれども、方針は正しかったと党本部総括文書でものべている。

このとき県労連は、「君島氏は共産党だから推薦しない」という決定をしたが、それ以外のことは決めなかった。気持は「沼田をやりたい」という傾向が強かったけれども、そこまでは進めなかった。そこで、反共の態度を貫いたにとどまった。(この状況のなかでも、国労は支持、千高教、千水労は推せんを決定した)

2 千葉市長選挙

千葉市長選挙を千葉総支部は、過去二回見送った。その反省もあって、今回は必ず「反自民、反松井(現職の保守市長)」の立場で候補擁立をはかることを決定していた。その方針にもとづいて候補の選考、体制の確立を急いでいた。そして大詰の段階になった時点で千葉地区労より「社会党から候補者を出さないでほしい」との要請が非公式になされた。その理由は、自治労千葉市職、千教組千葉市支部などが現市長をやりたい意向をもっているので、社会党から独自候補を出されては困るというものである。

この労組の意向はただちに党内に反映する。総支部としては、この段階では「独自候補を断念する」という態度を決定せざるをえなかった。一方で共産党系候補の立候補もあつたけれども、総支部全体としては「反自民、反松井」の方針を決定した。しかし、問題はこれで終わらなかった。千葉地区労で「松井推薦」を決めようという動きが表面化してきた。この背景には、県労連幹部や全電通労組県支部の強い働きかけがあつたと思われる。なぜなら、千葉地区労は「反共」の立場で、県労連のテコ入れで結成されたものであって、その後も県労連に忠実な地区労である。

このような動きのなかで、これを察知した良心的な労組幹部が、地区労の常幹に出席して「選挙は社会党の支持しない者をやるべきでない」「行革攻撃のなかで、その推進者を推すことは、労組の自殺行為だ」と反論した。そのため、松井現市長推薦を地区労機関で決定することはできなかった。それでも全電通県支部、自治労千葉市職は現職の松井市長を支持した。

3 船橋市長選挙

船橋市長は、かつて社会党が中心となって擁立した知事候補の大橋和夫氏である。前回の選挙では、党は大橋氏を推薦しなかった。しかし、四年間の市長在任中に、党市議団は準与党の立場で協力していた。そのために、同市長選挙では「政策協定」が結べれば、大橋市長を推薦する方向で進めてきた。事実、市長も「社会党と政策協定を結ぶ」と約束しながら、その締結をずるずると引きのばしてきた。そしていよいよ社会党が推薦の方向で最後のつめに入る段階で、自民党千葉県連から大橋市長に「社会党との関係を切れ」と恫喝されて、同市長は「社会党との政策協定は結べない」と従来の態度を変えた。

態度変更に怒った船橋総支部は、満場一致独自候補として石井薫党県本部書記長を内定した。しかし、最終決定するに際して、社会党船橋総支部は明年の参議員選挙、解散総選挙、当面する反行革、平和と民主主義の諸闘争の共闘を大切にしたいという気持から、事前に県労連議長に相談した。議長は、船橋総支部が独自候補を立てる経過は了承する、という好意的態度だったと伝えられている。

しかし、数日して県労連から船橋総支部に要請があった。その内容は「石井氏という個人問題ではなく、社会党から市長候補を擁立しないほしい。傘下の労組には、すでに大橋市長支持で固まっている組織もあり、社会党から立候補すると労組内が混乱する」というものであった。社会党総支部は、二日間にわたる臨時大会で大激論の末、1、独自候補は断念する。2、市長選挙は反自民、反大橋、反大野（保守系のもう一人の候補）でのぞむ。以上の二点を確認した。県労連の要請を受けて立候補を断念したのであるから、常識的にはこれで終わりである。

しかるに県労連は、井原議長が中国から帰った後、常任幹事会（六月二十五日）を開催して、大橋和夫市長の推薦を決定した。その理由は、1、知事選挙以来友好関係にある。2、四候補中県労連の方針が一番近い。というものである。

社会党に介入して候補を下ろされた上で、社会党も推薦しない保守候補を公然と推薦したのである。労働組合のもつ運動の範囲を超え、首長選挙で公然と保守と組む結果となった。

右傾化を許さない闘いを

以上のように千葉県労連（他県では県評）は、労働運動の枠を超えて、候補擁立と選挙活動に介入してきた。知事選挙では、候補が共産党系であるという理由で消極的な態度で、次いで千葉市長選挙では、数産産の力を背景に、影で社会党の候補擁立を止めさせ、船橋市長選挙のように、候補擁立がまとまると公然と候補下しを要求し、それが成功すると、保守系現市長を推薦する。あらわれる現象は、条件の違いによって当然のことながら異なる。しかし、本質は同じである。首長選挙において保守、自民党と連合することに何の違和感も感じない。これが全民労協の路線であり、社会党の「新宣言」に示された連合でもあろう。

日本全体から見れば、千葉県という片隅で起った問題である。しかし、事柄の本質は、現在の情勢を如実に示した問題である。労働運動の右傾化が進むなかで、労働運動そのものが後退し、低賃金で労働者は押えられ、合理化による首切りの増大（失業の増大）となつてあらわれている。このような状況のなかで中曽根内閣の「戦後政治の総決算」は着々と進められている。

千葉県でおこった小さな問題が全国化し、社会党の候補決定に公然と介入し、選挙活動に介入するとともに、反独立、反自民を捨てた労組幹部は、社会党の「憲法改悪反対」「安保廃棄」の方針を変えろと迫ってくる可能性を否定することはできない。むしろその可能性は拡大していると思わなければならないだろう。そんな危機感をもって報告する。

しかし、この県労連の方針には、左派だけでなく良心的活動家からも反発が強まっているし、社会党千葉県本部が、候補擁立はできなくとも自民党保守との相乗りを三選挙ともとらなかつたことは、賢明なことであり、体制化内の流れに逆流する方向である。

資料 国家機密法 (全文)

第一条 (目的) この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

第二条 (定義) この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

第三条 (国家秘密保護上の措置) 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

第四条 (罰則) 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一、外国 (外国のために行動する者を言む。以下この条、次条及び第六条において同じ) に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

二、国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

第五条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

一、外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの

二、国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報したもの

三、前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一、外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者

二、前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者

第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一、不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者

二、国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らしたもの

第八条 前条第二号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、五年以上の懲役に処する。

第九条 第五条 (同条第三号に係る部分を除く) 及び前三条の未遂罪は、罰する。

第十条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務によ

り知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第五条（同条第三号に係る部分を除く）の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

3 第七条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

4 第五条（同条第三号に係る部分を除く）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

5 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第十二条（自首減免） 第六条第一号、第七条第一号、第九条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第十三条（国外犯） 第四条から第十条まで及び第十一条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

第十四条（この法律の解釈適用） この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようないことがあってはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第二条関係）

一、防衛のための態勢等に関する事項

イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況
 ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備
 ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練
 ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
 ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号
 ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

二、自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項
 イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
 ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果

三、外交に関する事項

イ 外交上の方針
 ロ 外交交渉の内容
 ハ 外交上必要な外国に関する情報
 ニ 外交上の通信に用いる暗号

理由

我が国の安全に資するため、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

統一闘争について

— 国労第四七回臨時大会の総括(四) —

国労甲府支部の闘い

国労甲府の闘いは、困難さを増す国鉄闘争の全戦線に、最も原則的な問題提起をし得た。「統一闘争、そしてその拡大の可能性こそが、一企業、一職場の攻防においてさえ、敵側の譲歩、妥協を引き出し得る唯一の武器である」という問題提起を。

国労甲府の闘いの焦点は「過員」の配転闘争であった。甲府支部はこの闘いを企業内で闘い続けると共に、「山梨県反行革統一行動」という統一闘争を追求した。その第一次統一行動(八五年一月二四〜二五日)は、本誌でも紹介された通りである。この統一行動は、本格的な反独占闘争へと拡大していく第一歩であった。だからこそ、日頃は「業務命令の絶対」を振りかざす国鉄当局は、二月一日の配転強行を断念せざるを得なかったのである。闘いに油をそいで、甲府地区に反独占闘争の土台を作らせるよりも、一步後退し、攻撃を緩めることによって闘いを再度企業内に封じ込めようと図ったのである。

しかし譲歩は譲歩である。この譲歩させた力は、統一闘争によってもたらされた。

甲府支部指導部は、八二年以降の闘いの中で組合員一人ひとりとともに、「企業当局がいろいろうまいことを言っても、結局は信頼おけぬ敵である。労働者が自分の生活と権利を維持・改善しようとするなら、当局の力に依存することはできず、地域の他の労働者・勤労国民をも含む統一闘争の力に依拠するしかない」ということを確認し合ってきた。それ故に支部指導部は、配転反対闘争を積み上げるとともに、闘いの最初から、統一闘争を目指して地域の他単産の仲間との交流、社・共、県評への働きかけ、国労の上部機関との連携等を追求してきた。そして統一闘争は、その威力を事実をもって示した。

われわれは甲府の闘いから統一闘争の威力について学び、指導部の着実な準備に学び、われわれ自身の闘いに生かさなければならぬ。

国鉄労働運動における統一闘争の位置

国労は戦闘力ある労働組合として、企業内の諸闘争をはじめ、多くの闘いを闘い続けて来た。その国労も、企業内の闘いを本格的に統一闘争として取り組んだ経験はさほど多くはない。その数少ない闘いの一つに、反「マル生」闘争(一九七一年)がある。それが反独占闘争の中軸となつて勤労国民の諸闘争、政治闘争(沖縄闘争)と結びついて行った時、国鉄当局は戦略的判断から、大幅な譲歩を行なった。事実上の敗北宣言を敢てしたのである。国労はこの闘いの総括から、統一闘争こそが労働者の武器であるという鉄則を学び得なかった(せいぜい、マスコミをまきこんで戦術的にうまくやった、という域を出なかった)。

この弱点に当局はつけ込んだ。「国労は強くなった」「強くなった国労の社会的責任……」という「企業内引き戻し」の労務管理に、国労はしてやられた。職場での管理者の撤退・迎合(これが、個々の管理者にとっても戦術的判断に基づく自覚的なものだったか否か、そのことが問題なのではない。何もかも知りつくしている独占の総司令部(日経連!)が、こうした労務管理を容認した、という現実が、独占の意図を物語っているのである)は、国労の「強さ」の裏付けとされた。

一九七五年の「スト権スト」は、国労に統一闘争の重要性を自覚させる貴重なキッカケを作り得た闘いであった。たしかに国労はするように文言上は総括した。しかしながら現

実の運動は違った。国労は「社会的合意の形成」「世論の納得」を求めて、「労使共同歩調」にのめり込み、ますます企業内に閉じ込めることになった(闘いを通して世論を作りあげるのではなく、現存する「世論」にすり寄ることによって戦線を広げる(?)という発想・運動の組み立ては、現在の国労の政策闘争、利用者との共闘においても基本となっている。克服課題として後述しよう)。

八二年以降の反国鉄労働者キャンペーン以後の敵の攻撃は、国鉄労働者に再び統一闘争の問題を提起することになった。とりわけこの一年間の攻防は、首切り「三項目」にせよ、職場の慣行破棄、組合活動否認、ワッペン、ネーム・プレート闘争にせよ企業内においては、当局の力が優っていることを、国鉄労働者にいやというほど叩き込んだ。

企業内では使(資)が強い

一企業・一職場のみの力関係に限って言えば、敵は常に強い、と言って過言ではない。企業当局の懲戒権と、最終的には解雇権がその強さの根源である。それ故、統一闘争は、重要なのではない。不可欠なのである。一企業・一職場において、敵側の何らかのまともな譲歩を引き出すためには、統一闘争が不可欠なのである(労働者側が、常に統一闘争を準備しているため、敵側が自主的に譲歩する場合も含めて、不可欠である)。

国労のあらゆる機関が、組合員が、この一年間の攻防をふりかえってみなければならぬ。そして第一に、職場における、企業における力の差を、冷静に見つめなければならぬ。それはけっして恥しいことでも不真面目なことでもない。資本主義の階級闘争では、すべての労働者がそこから出発する外ない共通の条件なのである。国鉄労働者が、当局のほどこした「目隠」によって見る事の出来なかった「当然にして共通の条件」である。闘いは、まさにその現実から出発することからはじまる。

同時に敵の強さがどこに由来しているか、その事実から学ぶべきであろう。今回の仁杉更迭は、その好個の材料であろう。仁杉更迭、杉浦就任劇は、当局の強さが、自民党・行革審・管理委員会の統一した力に支えられていることを、如実に示した。「分割反対派」は、利用されるギリギリまで利用され、「本格的カイライ首脳部」にとってかわられたのである。またたく間に、現場管理者に至るまで、国鉄官僚は「分割・民営化推進」でぬりつぶされた。指令部(政府・財界)と現場(国鉄)の足並みは見事に克服された。七月以降の当局の強気の現場管理はまさにこの統一した力に由来する。

国労甲府支部の闘いは、こうした国鉄闘争の現状において、当局のまともな譲歩を引き出す力、われわれ労働運動の(したがって階級闘争の)本当の力が、反独占闘争をめざす統一闘争によって獲得されることを示した。

「行革」攻撃で、すべての勤労国民との矛盾を深めつつある敵は、たとえ一つであれ、威力ある火花さえあれば、全戦線が連鎖反応を引き起しかねない状況にあることを熟知している。それ故に、統一闘争の広がり(に神経をとがらし(東京の多くの職場で「部外者立入禁止」の掲示がはられている)、それを抑制するためなら、相当程度の妥協も辞さない。敵はそれほど統一闘争の「威力」を感じている)。

絶対必要条件としての統一闘争

われわれがその「威力」を知らねばならぬ。そしてわれわれの力不足が、統一闘争への取り組み不足に依拠していること、このことをハラに据え直さなければならぬ。

「職場闘争か、地域闘争か」という二者択一を求める答えが如何にバカげたものである

か、しかもこの間に二者択一で答えることが如何にバカげているかは明らかであろう。どちらを除いても統一闘争はあり得ないからである。

ついでに言えば、われわれが職場闘争を土台として位置づけるのは、職場の個々の闘いを通して暴露される管理者の不当性、自分たちの要求の正しさへの確信、これらが、最も広い組合員が闘いに主体的に参加する必須条件だからである。これ以上の特別な意味を職場闘争そのものにもたせることは出来ない。そして、個々の職場の闘いで敵のまともな譲歩を引き出そうとするなら、統一闘争への拡大を追求する以外にない。国鉄企業内統一闘争へ、地域の労働者共闘へ。むろん、敵がどの時点で譲歩するかを、予想することは出来ない。確実に言えることは、統一闘争が、譲歩を引き出す絶対必要条件だ、ということである。

ワッペン、ネーム・プレート、点呼、組合活動の否認、業務命令の濫発、不安全作業の横行、諸権利のシメツケ、法内超勤の導入、慣行の一方的破棄、「三項目」強要など、職場の、企業内のあらゆる攻防の焦点を、地域の労働者に、利用者に、住民に訴えよう。彼らの力を借りて当局を追い込もう。

しかし力を借りることは、力を貸すことでもある。真剣に力を借りるなら、真剣に力を貸さなければならない。これ以外に統一闘争の組織化の出発はない。

「敵の同一性」——出発点

統一闘争における「統一」の根拠は、必ずしも要求の統一性にはない。その根拠は、何よりも「敵の同一性」によっている。

「分割・民営化」をめぐる闘いをとりあげてみよう。国労はこの一月、「当面、国鉄労働者の要求をひかえて、政策による多数派作りを目指す」ことを明らかにし、国鉄再建の政策作りに着手した。ここでは、統一要求作りのために、国鉄労働者の要求がひかえられている。国鉄労働者以外の勤労国民・労働者の要求が政策としてかかげられようとする。しかもそれを作ろうとするのは、国鉄労働（者）組合なのである（出来上った要求に国鉄労働者の要求が入っていないわけではない。ここで問題にするのは、政策作りの基本となっている考え方である）。

反国鉄労働者キャンペーンは、一時的であれ、他の労働者・勤労国民と国鉄労働者の間に分断をもたらし、その分断が、「要求の統一」の障害になっている。これは国労の分析の通りであろう。がそのために、国鉄労働者の要求をさしひかえることは誤りである。

なぜなら第一に、国労が国鉄労働者の要求をさし控えることによって、結果として誰一人として国鉄労働者の要求を政治的舞台に押し上げようとしないうことになるからである。したがって第二に、そのような政策闘争が、そもそも国労組合員の大衆的立ち上りを呼び起すことは出来ないからである。大体において、自分たちの要求をさし控えて、何をどう共（に）闘（う）するというのだろうか。

分断という現実を冷静に見つめることは絶対に正しい。しかし共闘は、分断状況の中から育まれていく。それは共闘——統一闘争の条件が、まず何よりも敵の共通性に支えられているからである。敵の共通性が、闘いを通して要求の統一性を産み出すのであって、逆ではない。したがって、国鉄労働者は自分自身の要求を旗印に、地域住民は自分自身の要求を旗印に、これが出発点である。否、出発点でなければならない、と言っても過言ではあるまい。

国鉄労働者の最もさし迫った目標が「首切り反対」であることは前回述べた通りである。

したがって呼びかけはこうなる。

「オレたちは首切り反対で、あなたたちは足切り（路線廃止）反対で、共通の敵である監理委・当局と闘うために、互いに助けあい、励まし合いましょう」

この闘いが統一要求、統一戦術を産み出すまでは、なお曲折が必要であろうが、それは必ず達成されよう。敵の攻撃がその条件を拡大せざるを得ないからである。

したがってまた、首切り反対という労働者の独自要求を住民の闘いに押しつけることも誤りであろう。国労の役割は、自分自身の要求のために闘うとともに、敵の攻撃が、利用者や住民にどのような生活破壊をもたらすか、具体的に適確に暴露することである。住民に自分たちの要求を押しつけることでもなければ、住民の要求を代行することでもない。

「独走の決意と用意」

自分自身が自分自身の要求実現のために闘うという決意を固めなければ、他に支援を求めすることもできないし、共闘を求めめることも出来ない。求められた者は必ず、「オレたちは君たちのために何が出来るか提起して欲しい」と言うであろう。「君たちが本気で闘う気構えを示してくれないので、オレたちも力が入らない」とすら言われかねない（そして現実には、そういう声は少なからず出されている）。国鉄労働者自身が自らの血と汗とで、首切り反対闘争を闘う——これが絶対必要条件である。われわれが「独走の決意」というのはこのことである。

同時に労働者の独自要求の闘いが闘いぬかれるためには、それが統一闘争としてそれなりに広がりをもてなければならぬ。この広がりには、闘いの真只中であっても広がっていく。そしてその闘いの広がりの程度が、労働者のその闘いがどれほど闘い続けられるか、どれほど譲歩を引き出し得るかを規定している。われわれが「闘ってみなければわからない」というのは、このことである。

しかしだからこそわれわれは、多少とも本格的な闘いに取り組む時は、闘いを統一闘争として広げていく準備に無関心ではあり得ない。「闘ってみなければわからない」というのは、闘い前の準備、闘いのさ中で広げる努力が、意識的に行なわれるという前提の話であって、全く手放しの自然発生意味ではない。したがってわれわれは、「独走の用意」をも重視する。それは、牽引車が走り出すことよって、貨車や客車も結果的には共に走り出す条件作りのことである。われわれは、自分たちの闘いが必ずそれなりの広がりを持ちうるという展望なしに闘う（独走する）ことは出来ない。そしてこの展望は、われわれ自身の努力（用意）なしにはつかむことが出来ない。「独走の用意」とはこのことである。

闘いは不均等に発展する。「すべての組織に闘争態勢が整った。ヨイ・ドン」などという統一闘争はあり得ない。どこかが、まず独りで走り始める（独走する）任務、牽引車役を引き受けざるを得ない。しかし牽引車は、他を牽引してこそ、その任務を全うし得る。一つひとつの闘いで、どの程度の貨車、客車を結果として牽引しうるかは前もってわからない。しかしながら、最終的にはすべての貨車、客車を牽引する決意で、くり返し、くり返し、「決意と用意」が求められよう。その牽引車役はその昔は電産が、そして炭労が担って来た。国鉄労働組合は六〇年代後半から、ずっとその役割を担って来た。そして今また、この重要な時期に牽引車役を求められている。

全国鉄労働者がこの困難な一年間の攻防を通して、この牽引車を、全労働者、勤労者の期待通りに担ってくれることを、願ってやまない。

（おわり）

せまる国鉄答申をさぐる

国鉄再建監理委員会が七月末に予定している国鉄「分割民営化」の最終答申の概略が、国会での質疑やマスコミ報道などにより、明らかになってきた。

六分割し、民営化

北海道・四国・九州の三島は分離・独立させ、本州については三分割するとされている。貨物、バス（分割し、地域によっては鉄道と一体経営）、船舶は国鉄からの分離である。民営化の中身としては、当初、政府・国鉄百多出資の特殊会社として発足させ、経営が軌道にのれば株式を売却して純粹の民間会社にしていく、ということが考えられているようである。分割しても赤字が必至の三島の新会社にたいしては、鉄道施設などの資産を無償で引き渡したうえ、「一時金を支えてプールのし、その利息を赤字の穴うめにあてる」、すなわち政府の出資、国鉄の資産売却などで一兆円の基金をつくり、その運用益で赤字を埋めることが検討されているようである。

また、本州の分割会社については、①東北・上越新幹線を中心にした山手線や信越本線等の東日本ブロック、②東海道新幹線を中心にした中部ブロック、③山陽新幹線を中心にした西日本ブロック、という三分割（東日本ブロックから、④千葉・茨城ブロックを独立させた四分割案については政府・自民党との、調整の余地を残す）が考えられている。

長期債務は国民負担で処理

六二年度初めに見込まれる長期債務を三五〇三六兆円とし、その内訳を、①五九年度までの長期債務二二兆円、②六〇・六一年度の赤字が三〇四兆円、③潜在債務としての年金と退職金積み立ての合計が八兆円、④青函トンネルと本四架橋の資本費（建設費プラス利子）計一兆八〇〇〇億円、としている。

その処理方法として、①分割後の本州の新会社と旧国鉄が一〇〜一二兆円を背負う、②国鉄の資産売却（六〇八兆円）と、将来の株式売却によって償還する、③残りは政府（国民）負担として長期的に処理する、という分担方式が考えられている。

新会社が背負った債務の返還の仕方として、四つの新幹線を旧国鉄（あるいは別の会社）が一括所有して分割会社に対してリースする方法をとり、その借料を債務にあてる方式が検討されている。

いずれにせよ、新会社のかかえた債務は運賃値上げで、政府負担は税金あるいは国債でと労働者・勤労国民の負担に転嫁されることははっきりしている。国鉄を喰い物にしてきた独占資本や自民党政府、国鉄官僚の責任は見事にどこかに消え去ってしまったのである。これこそ、監理委流の国鉄「再建」の本質である。

同時に、六〇八兆円を要求している資産売却についても独占資本の利権が深くからんでいる。売却資産については、調査資料も最終的な売却見込みも確立していないとさえ言われている。数十兆円から一〇〇兆円をこすという試算もある国鉄の資産について、どれだけになるのか、むしろ確定しない方が、ポロモウケの利権の実態が明らかにならず、独占資本にとって好ましいのである。サンケイ新聞でさえ、「土地を売る話が多すぎるのも、どこかいかかわしい……。それでひともうけをたくらむちみもうりょうを利用するだけではないかと下司のかんぐりもしたくなる」（六月一七日付、「正論」）という名大教授の発言を掲載している。

大量首切りの準備は進行

要員規模は、新経営形態移行の六二年度段階で二一万人とされ、これにより六〇八万人の「余剰人員」が発生するとされている。その対策として、政府に「対策本部」を設け、新会社の関連事業への吸収、希望退職、さらには特別立法により国や地方自治体・民間企業に再雇用の要請を行うとしている。また、国鉄労働者には雇用保険がないことから、離職・転職を円かつに進めるため、①離職後三年間の生活手当、②職業訓練費、③受け入れ企業に対する雇用奨励金等も検討されているようである。

指名解雇攻撃がかけられることは必至の情勢だが、たとえ指名解雇そのものがすぐには出ないにしても、こうした「雇用対策」はまぎれもない「指名解雇」であることを日本の労働者階級は苦い、そして貴重な犠牲を払って学んできた。国労自身、三項目闘争で学んできたことである。

このように国家権力まで動員して大量首切りを進めることが「国鉄再建」の柱とされ、労働組合の絶対的任務である「一人の首切りも認めない」という思想と運動を徹底的に破壊することが焦点とならざるをえなくなっている。従って一方で、民営移行に備えた退職金積み立て（二兆円といわれる）は、三〇万人を解雇しても定められた退職金は払えるという条件をつくり、他方で現在進められている「職員管理台帳」による労働者一人ひとりのチェックは首切りの順番をつける下準備であると考えざるをえない。新経営形態移行時に、一担全員を解雇し、当局の気にならないものは再雇用しないという方法さえ真実味を帯びている。それを待つまでもなく、首切りに「早ければ年内にも一部着手」という情報である。

しかし、こうした大量首切りを貫徹するには前提条件がある。すなわち、首切りと闘わない、少なくとも容認する労働組合に国労がなることである。

分割民営化の内実は既に進行している

最終答申としてまとまるまで微調整は残されているものの、徹頭徹尾合理化を進め、首を切る、ということだけははっきりしている。①一〇兆円の債務を負わされる本州の新会社は、ローカル線も含めた在来線の赤字と新幹線のリース料をまかなえる収入をあげるため、赤字民間会社の例を出すまでもなく、徹底的な「減量経営」、②北海道・四国・九州の新会社は、「基金」の運用益の範囲内の赤字に抑えるための極限までの合理化、③国鉄グループとして情報通信産業の比重を増大させる戦略が進められるとするなら、ますます人はいらなくなる、等々、「効率化」という名のやむことなき首切り、合理化である。国鉄を追われるにしても残るにしても、まさに「去るも地獄、残るも地獄」である。

ここではっきりさせておかねばならないのは、国労の五万人反合、反マル生闘争をはじめとした資本主義合理化に反対する闘いを資本なりに一定総括した結果として、日常的な合理化攻撃の積み上げの上に、国鉄における「行革」合理化⇨生産性向上運動を新たな角度から一挙に強行するための有無を言わせない大仕掛けな攻撃としての「分割民営化」攻撃という側面である。合理化とは闘わない、「効率化」には協力する、というのは民営化の先取りではないだろうか。全国統一闘争が闘えなくなっているのは分割の内実が進行しているということではないだろうか。合理化・首切り容認の労働組合に陥しいれることこそ、敵の「分割民営化」攻撃の最大の狙いである。当局が強調してやまないのも、民営に耐えられる「効率化」であり、民営にふさわしい労資関係である。骨抜きにおいて、ストライキ権（といっても条件つきだが）を与えても何の脅威にもならない、ということである。

連載 『資本論』 第一巻を読む 7
労働の二面的性質(三)

第一章第二節(第二九―第三四パラグラフ)

労働の二重性が商品の二要素として表われる

〔29〕前段まで使用価値をつくりだすものとしての労働と、価値をつくりだすものとしての労働のそれぞれについて見てきた。第二節の最後の部分では、その両者を比較しながら統一的にみていくことになる。そこでまずもう一度、両者の要点をくり返しておこう。

商品の価値が使用価値の違いを無視するように、商品の価値として表われる労働は、使用価値をつくりだす有用労働としての違いを無視している。使用価値は自然素材と有用労働の結合であるが、価値は単なる人間労働の膠状物であり、それに含まれている労働は、その具体的形態にかかわりない人間労働力の支出なのである。すなわち、使用価値を形成するのは機械とか裁縫といったそれぞれ質の違う労働であり、価値を形成するのはそれらの質の違いが無視された同質の人間労働である。

商品の使用価値と価値における異質性と同質性の二面性が、それをつくりだした労働においても二重性ないし二面性として存在しているわけである。

* 〔一〕内はパラグラフ番号。〔29〕は岩波文庫第一分冊八四頁。註一五の後から。

〔30〕しかし、商品は単に価値であるというだけでなく、一定の大きさをもった価値である。一着の上衣が二〇エレの亜麻布の二倍の価値をもつということは、上衣一着に亜麻布一〇エレの二倍の時間の労働が支出されているからにはかならない。

〔31〕使用価値としては上衣と亜麻布は異質であり、どちらが大きいかといったことは論じえない。しかし価値のばあいには、それをつくりだす労働がみな同質の抽象的人間労働に整約されている。それを前提に、価値は量的にみることができ、むしろその量こそが問題となる。有用労働では、いかにして、何をつくるかが問題であるのに対し、抽象的人間労働ではその時間の長さが問題なのである。

「価値としては、すべての商品はただ凝結せる労働時間の一定量であるにすぎない」〔16〕、『経済学批判面』からの引用)のであるから、二つの商品は、ある比率、たとえば亜麻布二〇エレと上衣一着といった比率であれば、同一の価値の大きさであるということになる。

〔32〕さて、そこで上衣の生産力が不変であれば、上衣の価値の大きさは、一着、二着と量がふえるに比例して増大していく。しかしもし上衣の生産力に変化があったとするとどうなるか。一着の上衣の生産に必要な労働時間が二倍になれば、つまり以前の二着分の労働を必要とすることになれば、価値は以前の二倍になる。また逆に以前の半分でつくられるようになれば、二着の上衣が以前の一着の価値をもつにすぎなくなる。

もちろん、どちらのばあいでも一着の上衣の使用価値は減りもふえもしない。それに含まれる有用労働の質は変わっていない。だが、抽象的人間労働の量は変化した。

〔33〕二着の上衣なら二人に着せることができ、一着の上衣の二倍の素材的富となる。だ

が、一定時間でこうした使用価値をつくりだす生産力が、たとえば二倍に上がるとすれば逆にその一着の価値は二分の一に下がる。その両者のあい反する動きは、労働に使用価値をつくる有用労働としての側面と、価値をつくる抽象的人間労働としての側面の二つがあることをはっきりとものがたる。

生産力とは一定の使用価値を一定の期間にどれだけつくりだすかの問題であって、つまりは具体的有用労働の側面にかんする概念である。したがって生産力と比例して有用労働は、より大なる、またはより小なる生産物を生みだす源泉となる。

これに反して、労働強度が変わらないことを前提とすれば、一定期間に支出される労働の量は変わらないのであって、生産力がどう変化しても、たとえば一日に支出される、したがって一日の総生産量に対象化される価値の大きさは変わらない。それは生産力とは関係のないことである。抽象的人間労働は労働を個別的な、具体的形態を無視したものだということを考えれば、それは当然のことであろう。同一の人間労働は、同一の期間に、つねに同一の価値を生む。

しかし、生産力の変化は、同一の労働、同一の期間で異なる使用価値をもたらす。生産力が上がればそれはより多くなり、下がれば少なくなる。したがって、その増大した商品に含まれる価値は逆に、生産力が上がれば以前より小さくなる。すでにのべたように「ある商品の価値の大きさは、その中に実現されている労働の量に正比例し、その生産力に逆比例して変化する」〔17〕のである。

〔34〕すべての労働は、一面では生理学的意味における人間労働力の支出であって、この抽象的人間労働が商品価値を形成する。また同時に、すべての労働は他面では特定の目的をもった生産的活動であって、この具体的有用労働が使用価値を形成するのである。

ところで、この抽象的人間労働と具体的有用労働は、電気とその働きにたとえられることがある。クーラーで涼しくなったり、こたつで暖かくなったり、テレビの画像や音声、あるいは光源など、身のまわりを見るだけでもさまざまな具体的で有用な電気の働きがある。一見全く別々のようなこうした働きが、実はすべて電気であるという同質のもの働きであって、その量は働きが何であろうと、能率がどうであろうと、同一のものに還元され、何ワットという数値で表示されるというわけだ。しかし電気の例と人間の労働では大きな違いもある。スイッチを押し忘れて、一日中無駄に電気を使い、それが何の役に立たなかったとしても、電気代は請求される。だが人間労働は、社会的使用価値を生まなければ労働ではない。それが効用のないものならば「労働のうちにはいらず、したがって、なんらの価値をも形成しない」〔18〕のである——それは労働でなく、徒労にすぎない。

ここにある「生理学的意味における人間労働力の支出」という言葉は、それだけをぬきだすと、こうした人間労働の社会的性格を見過ごしてしまうおそれがあるので注意する必要があるだろう。

以上で第二節「商品の価値に表わされた労働の二重性」を終えて、次回からいよいよ第三節「価値形態または交換価値」にすすむことにしよう。
(神津 朝夫)